

令和 7 年度人事行政の運営等の状況を公表します

「坂戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、令和 7 年度の人事行政の運営等の状況の概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員に関する状況

1 任免の状況

(1) 採用の状況

(単位：人)

職 種	男性	女性	計
一般職	11	4	15
教育職	1	1	2
会計年度任用職員	0	26	26
計	12	31	43

※会計年度任用職員については、地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号により採用されたフルタイムの会計年度任用職員です。(以下、同様とします。)

(2) 再任用の状況

(単位：人)

職 種	採用人数	備 考
一般行政職	18	常勤職員 17 人、短時間勤務職員 1 人
技能労務職	0	

(3) 職位別任用状況

(単位：人)

標準的な職名	部長		次長		課長		課長補佐		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
職員数 (令和 8 年 3 月 31 日)	12	1	11	1	34	12	44	12	101	26	127
昇任者数 (令和 7 年度)	3	0	4	0	0	2	4	0	11	2	13

(4) 退職の状況

(単位：人)

事 由	男性	女性	計
定 年	0	0	0
勸 奨	0	0	0
普通等	9	6	15
計	9	6	15

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

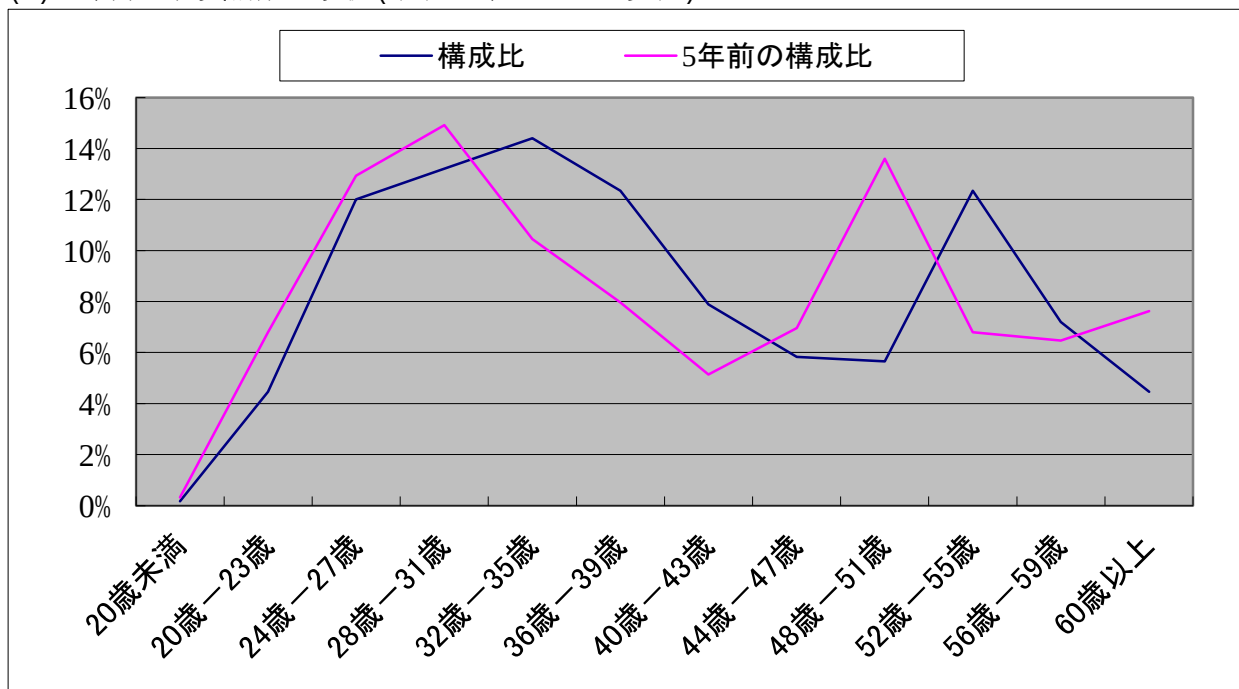
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数 (人)		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 6 年	令和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6	0	
		総務企画	169	169	0	
		税 務	40	39	△ 1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		民 生	127	122	△ 5	事務執行体制の効率化に伴う減員
		衛 生	64	60	△ 4	事務執行体制の効率化に伴う減員
		労 働	2	2	0	
		農林水産	14	15	1	業務増に伴う増員
		商 工	6	6	0	
		土 木	59	57	△ 2	事務執行体制の効率化に伴う減員
		小 計	487	476	△11	<参考> 人口 1 万当たり職員数 47.91 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 52.48 人)
	教 育 部 門		65	63	△ 2	事務執行体制の効率化に伴う減員
	小 計		552	539	△13	<参考> 人口 1 万当たり職員数 54.25 人 (類似団体の人口 1 万当たりの職員数 65.90 人)
会 計 部 門	公 営 企 業 等	国保事業	12	11	△ 1	事務執行体制の効率化に伴う減員
		そ の 他	32	33	1	業務増に伴う増員
		小 計	44	44	0	
合 計			596 〔619〕	583 〔619〕	△13 〔0〕	<参考> 人口 1 万当たり職員数 58.68 人

(注) 1 職員数は一般職の数です。

2 〔 〕内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	1	26	70	77	84	72	46	34	33	72	42	26 (定年延長・暫定再任用)	583

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	462	448	446	454	487	476	14 (3.0%)
教 育	95	92	93	89	65	63	△32 (△33.7%)
普通会計 計	557	540	539	543	552	539	△18 (3.2%)
公営企業等 会計 計	46	46	46	45	44	44	△2 (△4.3%)
総合計	603	586	585	588	596	583	△20 (△3.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 人事評価の状況

(1) 人事評価の状況について

評価の種類	概 要	評価の活用	対象人数
人事評価	人事評価制度は、全職員を対象に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力・勤務態度に基づき評価する「能力評価」・「勤務態度評価」と業績に基づき評価する「業績評価」を実施しています。評価結果は、本人に通知し、今後の人材育成に活用するとともに、次年度以降の人事異動等の参考資料にしています。	勤勉手当、昇給、昇任昇格	550 人 ※ 育児休業等は除きます。

(2) 勤務成績の評価について

評価の種類	概 要	評価の活用	対象人数
新規採用職員 勤務評価	地方公務員法で定められた 6 か月の条件付採用期間の勤務を評価します。	正式採用	13 人

3 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）	（参考）令和6年度の人件費率
令和 7 年度	R8.1.1 99,346 人	千円 37,969,208	千円 1,035,820	千円 5,163,581	% 13.6	% 13.6

（注）人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

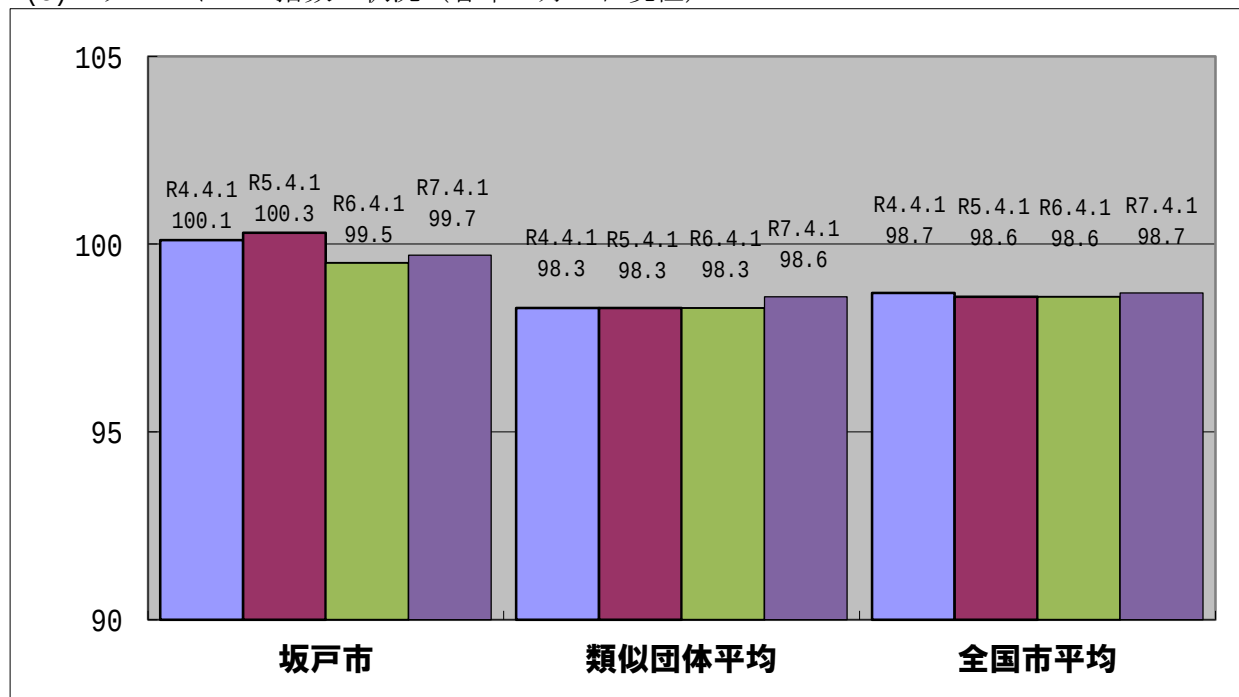
区 分	職員数（A）	給与費				一人当たり給与費（B／A）
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
令和 7 年度	人 539	千円 1,906,066	千円 441,502	千円 849,596	千円 3,452,450	千円 6,406
		事業費支弁に係る職員給		千円 255,286		

（注） 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は令和 7 年 4 月 1 日現在の人数です。任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を **100** として計算した指数です。
- 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 （補正前のラスパイレス指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給割合） / （1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出します。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の 7 割水準に設定される職員を除いています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
	歳	円	円	円
坂戸市	40.4	318,100	397,853	372,761
埼玉県	41.7	327,898	425,465	377,657
国	41.9	332,237	—	414,480
類似団体	41.7	323,640	410,439	373,596

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
	歳	人	円	円	円
坂戸市	51.0	8	339,200	401,363	383,000
うち清掃職員	50.0	5	327,300	383,740	370,200
うち自動車運転手	57.3	(5人未満)	371,400	437,800	406,500
埼玉県	54.2	131	316,323	370,015	351,420
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907
類似団体	52.8	15	324,186	382,285	358,506

区 分	民 間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
		歳	円	
坂戸市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	48.0	320,600	1.20
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	61.1	247,300	1.77
埼玉県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考			※民間データとして使用 している賃金構造基本統 計調査の内容は、本市の技 能労務職員と雇用形態等 の諸条件が大きく異なる ことから、給与を単純比較 することはできません。
	年収ベース（試算値）の比較			
	公務員（C）	民間（D）	C／D	
	円	円		
坂戸市	6,512,056	—	—	
うち清掃職員	6,226,680	4,457,900	1.40	
うち自動車運転手	7,153,800	3,064,400	2.33	

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(令和4～令和6年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	歳	円	円
坂戸市	43.9	402,100	524,067
埼玉県	39.6	364,402	428,949
類似団体	42.3	329,711	388,647

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 7 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		坂戸市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	円 225,600	円 228,735	円 220,000
	高校卒	201,000	197,203	188,000
技能労務職	高校卒	194,500	201,766	—

(注) 坂戸市における技能労務職については、職種と採用時の年齢により初任給を決定するため、一般的な額を記載しています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	円 294,100	円 369,550	円 —	円 —
	高校卒	269,300	332,800	—	—
技能労務職	高校卒	—	334,000	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(注) 各経験年数に該当する職員がない場合は「—」で表示してあります。

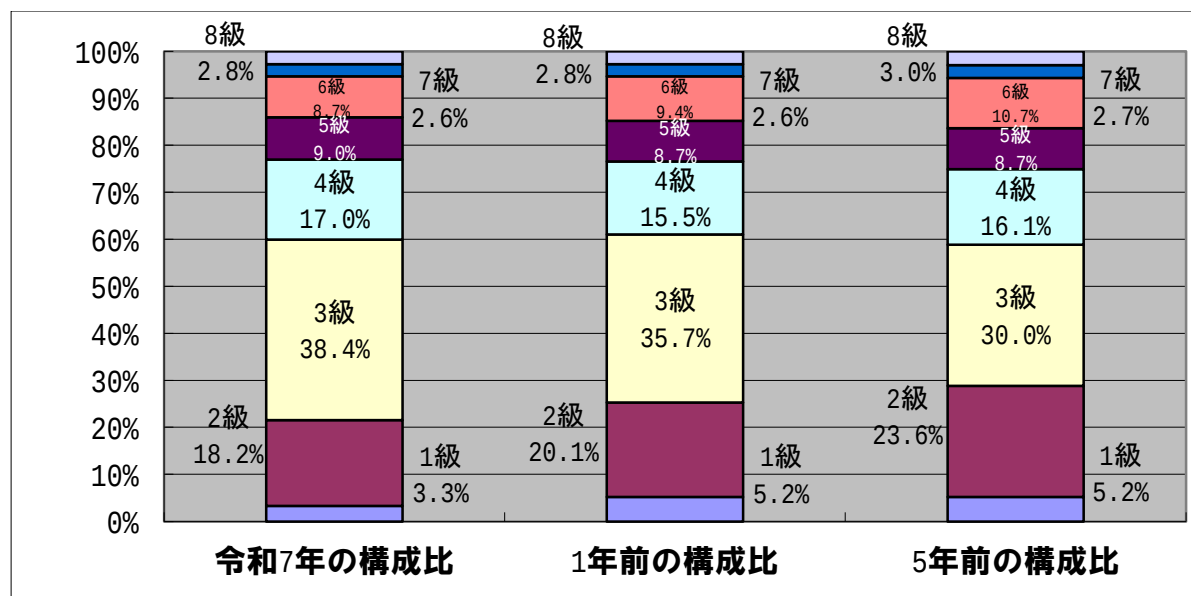
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
		人	%	円	円
1級	主事補、技師補	14	3.3	183,500	258,100
2級	主事、技師	77	18.2	230,000	308,500
3級	主任	163	38.4	265,300	354,700
4級	係長	72	17.0	298,800	386,100
5級	課長補佐	38	9.0	321,300	398,200
6級	課長、副課長	37	8.7	355,200	415,700
7級	次長	11	2.6	408,300	450,900
8級	部長	12	2.8	458,300	488,500

(注) 1 坂戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

人事評価の結果を昇給額の決定に活用しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

坂戸市	埼玉県	国
(令和6、7年度) 1人当たり平均支給額 令和6年度 1,684千円 令和7年度 1,753千円	(令和6年度) 1人当たり平均支給額 1,708千円	—
(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40月分) (1.00月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

人事評価の結果を勤勉手当の支給に活用しています。

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

坂戸市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算） 1人当たり平均支給額(令和7年度) 自己都合 応募認定・定年 6,697千円 18,678千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）

(注) 1 坂戸市は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給率は同組合の支給条例に基づくものです。退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員（全職種）に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）			211,890千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			362,205円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
坂戸市	9%	585人	9%

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度決算）			2,235 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）			28,654 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 7 年度）			13.1%	
手当の種類（手当数）			10	
手当の名称	主な支給対象職員	支給を受ける者の範囲	支給実績 (令和 7 年度 決算)	左記職員に対 する支給単価
① 税務事務手当	収税事務 担当職員	臨宅により市税の徴収の業務及び滞納処分の業務に従事したとき	3 千円	日額 220 円
② 社会福祉業務 手当	福祉関係 職員	福祉事務所に勤務し、福祉に関する現業を行う職員及び指導監督を行う職員がその業務に従事したとき、並びに在宅のねたきり老人及び心身障害者等の生活に直接必要な家事、介護又は助言等の奉仕的業務に専ら従事する職員が当該業務に従事したとき	1,451 千円	日額 220 円
③ 防疫作業手当	保健衛生 及び防疫 関係職員	感染症が発生又は発生するおそれのある場合に、感染症若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体が付着若しくは付着の危険がある物件の調査又は処理作業に従事したとき等	—	日額 500 円
			—	日額 220 円
④ 保育手当	保育士	保育士が乳幼児の保育業務に従事したとき	485 千円	日額 120 円
⑤ 用地交渉手当	道路、区 画整理関 係職員等	本務の場所を離れて、公共用地の取得に関する事業、土地区画整理その他これに類する事業又はこれら事業に関連する事業に必要な土地の取得、補償又は換地のために行う交渉業務に従事したとき	46 千円	日額 220 円
⑥ 保健指導業務 手当	保健師	保健師が結核患者の家庭を訪問して患者の療養指導の業務に従事したとき	—	日額 220 円
⑦ 行旅死亡人等 取扱手当	福祉関係 職員	行旅死亡人の処置又は行旅病人の援護の業務に従事したとき	—	1 回 1,000 円
⑧ 廃棄物処理施 設技術管理者 業務手当	廃棄物 処理施設 関係職員	廃棄物処理施設に勤務する職員のうち、技術管理者としてその業務に従事したとき	99 千円	日額 220 円
⑨ 電気主任技術 者業務手当	廃棄物処 理施設関 係職員等	電気主任技術者として高圧受電、変電施設等の保守管理の業務に従事したとき	—	日額 220 円
⑩ 建築主事業務 手当	建築主事	建築主事に任命された職員が建築物の建築等の確認及び検査その他これらに準ずる業務に従事したとき	154 千円	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	109,085 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	243,763 円
支給実績（令和 6 年度決算）	101,943 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	211,940 円

(6) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和 7 年度決算)	支給職員 1 人 当たり平均支給 年額(令和 7 年度決算)
扶養手当	扶養親族のあるすべての職員	同		千円 50,257	円 240,464
住居手当	・自ら居住するための住居を借り、月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員	同		35,030	271,550
初任給調整手当	医師に対し、採用後の期間に応じ 216,000 円を超えない範囲内で支給	同		0	0
通勤手当	片道 2km 以上で交通機関や自動車等を利用しなければ通勤が困難な職員	同		26,249	63,099
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給	異	1 回につき 5,000 円 1/1 及び 12/31 8,600 円 1/2 及び 12/30 8,300 円 1/3 及び 12/29 8,100 円	1,270	5,163
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に対し、職位に基づき定額を支給	同		77,726	593,328
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合	同		16	5,333

※ 会計年度任用職員には、地域手当、時間外勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当を支給しています。

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市 長	935,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副市長	793,000 円	1,120,000 円 / 510,000 円
	教育長	729,000 円	934,000 円 / 614,600 円
報酬	議 長	495,000 円	757,000 円 / 400,000 円
	副議長	434,000 円	670,000 円 / 326,000 円
	議 員	410,000 円	606,000 円 / 303,000 円
期末手当	市 長	(令和7年度支給割合)	
	副市長	4.60 月分	
	教育長		
	議 長	(令和7年度支給割合)	
	副議長	4.60 月分	
	議 員		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×0.4025＝18,064,200 円	任期ごと
	教育長	給料月額×在職月数×0.2415＝ 9,192,456 円	任期ごと
		給料月額×在職月数×0.23 ＝ 6,036,120 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

4 勤務時間その他の勤務条件及び休業に関する状況

(1) 勤務時間の概要

- ・職員の勤務時間は、一週間当たり 38 時間 45 分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ 8 時 30 分から 17 時 15 分までの勤務となります。
- ・毎週土曜日に 8 時 30 分から 12 時 00 分まで市民課、納税課の窓口を開庁しています（土曜日が祝日法による休日と重なった場合は閉庁）。

(2) 休暇の種類

- ・職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇があります。

それぞれの概要は以下のとおりです。

＜年次有給休暇＞労働基準法第 39 条の諸規定に従って与えられる有給の休暇であり、1 年度につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

＜病気休暇＞勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

＜特別休暇＞選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。（種類及び日数は下表のとおり）

＜介護休暇＞配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

＜介護時間＞配偶者、父母、子、配偶者の父母等の親族で負傷、疾病又は老齢により日常

生活を営むのに支障がある者の介護をするため、1日につき2時間まで勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

＜組合休暇＞登録された職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇です。

・会計年度任用職員には、職員に準じた休暇があります。

(主な特別休暇の種類及び日数)

項 目	日 数
①選挙権その他公民として権利を行使する場合	必要と認められる期間
②裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
③出産の場合	出産予定日 6 週間（多胎妊娠の場合には 14 週間）前から産後 8 週間を経過するまでの期間
④妊娠中及び出産後 1 年以内の職員が母子保健法に規定される保健指導、健康診査を受ける場合	1 回につき 1 日の範囲内で必要と認められる時間
⑤妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
⑥生後 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分間
⑦忌引の場合	（例）配偶者、父母（血族）の場合 7 日、子（血族）の場合 5 日、伯叔父母の場合 1 日
⑧結婚の場合	5 日の範囲内で必要と認められる期間
⑨妻の出産の場合	3 日の範囲内で必要と認められる期間
⑩職員の妻の出産に際して出産にかかる子及び小学校就学前の子を養育する場合	5 日の範囲内で必要と認められる期間
⑪義務教育終了前の子を看護する場合	1 年度において 5 日の範囲内で必要と認められる期間（対象となる子が 2 人以上の場合は 10 日）

(3) 年次有給休暇の取得状況

年	総取得日数	取得人数	平均取得日数
令和 7 年度	6,921.4 日	545 人	12.7 日
令和 6 年度	6,935.3 日	556 人	12.5 日

(4) 育児休業等の取得状況

ア 育児休業

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間について、給与は支給されません。

イ 部分休業

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない又は1年につき1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間を上限に勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

休業の種類		育児休業		うち新規	
休業者の内訳		育児休業	うち新規	部分休業	うち新規
取得者合計		59 人	28 人	24 人	7 人
	うち女性	40 人	15 人	22 人	5 人
	うち男性	19 人	13 人	2 人	2 人

(5) 時間外勤務の状況

年度	総時間外勤務時間	支給対象人数	月平均時間外勤務時間
令和7年度	43,845 時間	478 人	7.6 時間
令和6年度	42,175 時間	481 人	7.3 時間

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

(人)

事由	種類	降任	免職	休職	計
勤務成績がよくない場合		0	0		0
心身の故障の場合		0	0	13	13
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				0	0
条例で定める事由による場合				0	0
計		0	0	13	13

(2) 懲戒処分の状況

(人)

事由	種類	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合		0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又職務を怠った場合		0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	1	1	0	2
計		0	1	1	0	2

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

人間ドック (脳ドック等含む)	リフレッシュ休暇	その他	合 計
135 件	28 件	52 件	215 件

(2) 営利企業等従事状況

地域活動	研修等講師	その他	合 計
2 件	4 件	312 件	318 件

7 職員の退職管理の状況

退職管理とは、地方公務員法及び坂戸市職員の退職管理に関する規則に基づき、坂戸市を退職した後に営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をするように依頼等を行うことを規制し、公務の公正な執行を確保しています。

なお、令和7年度における依頼等はありませんでした。

8 職員の研修の状況

(1) 一般研修

研修区分	研 修 名	対 象 者	延べ日数	修了者数
基本研修	新規採用職員研修	令和 7 年 4 月 1 日付新規採用職員	(前期)91 日	13 人
			(接遇)13 日	13 人
			(後期)78 日	13 人
専門研修	地方公務員法研修 (e ラーニング)	主任在級 12 年目以上の職員	4 日	4 人
	公務員倫理研修	係長職 2 年目の職員	9 日	9 人
	人事評価制度研修	①新規採用職員・希望者 ②新規 1 次評価者・新規評価補助者 ③2 次評価者・1 次評価者	169 日	① 13 人 ② 2 人 ③ 71 人
	政策研究セミナー	係長職 4 年目の職員	63 日	9 人
	人権同和教育研修	全職員	556 日	556 人
	キャリアデザイン研修	3 年目から 5 年目までの職員	50 日	50 人
	障害者差別解消法研修	新任副課長昇格者	2 日	2 人
	手話講習会	全職員(希望者)、令和 7 年度新規採用職員	70 日	13 人
	男女共同参画研修	各所属の代表者	48 日	48 人
	ハラスメント防止研修	新任次長級昇格者及び課長級職員	50 日	50 人
	代読代筆支援講習会	3 年目の職員	21 日	21 人
	コンプライアンス研修	全職員	548 日	548 人

(2) 派遣研修

研 修 先	研 修 名 等	延べ日数	修了者数
自治人材開発センター	「中級研修」外 11 研修	167 日	99 人
西部五市町共同研修会	「初級職員研修」外 3 研修	132 日	66 人
自治大学校	第 2 部課程第 208 期及び法制集中研修第 5 期	53 日	1 人
社会福祉施設体験研修	10 年目から 12 年目までの職員	38 日	19 人
その他の研修団体等	選挙管理事務の実務講座	3 日	1 人

(3) 職場研修 (OJT)

職場研修担当者を中心に各課で実施

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合への負担金の状況

共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担率は法定されており、令和7年度は次のとおりです。

共 済 組 合 の 名 称	負 担 金 の 額
埼 玉 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合	765,386,476 円

(2) 公務災害の発生状況

名 称	件 数
公 務 災 害	6 件
通 勤 災 害	2 件

10 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況

令和7年度、公平委員会への勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する審査請求の状況はありませんでした。